

磐梯町障害者活躍推進計画

機関名	磐梯町（町長部局）
任命権者	磐梯町長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
磐梯町（町長部局）における障害者雇用に関する課題	令和6年12月31日現在、磐梯町（町長部局）における障害者雇用率は、1.33%であり、法定雇用率2.8%を満たしていない。 当町においては、障害者の積極的な採用を実施する必要がある。 本計画のもと、障害のある職員を含む全ての職員が働きやすい職場づくりに取り組んでいくことが重要である。
目標	
①採用に関する目標	障害者である職員の実雇用率は、各年度における6月1日時点の法定雇用率以上を目標とする。 (評価方法) 毎年の任免状況通報による把握・進捗管理。
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせないことを目標とする。 (評価方法) 毎年の任免状況通報時、定着状況を把握し、進捗管理を行うものとする。
取組内容	
①障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○組織内の人的サポート体制（障害者雇用推進者、人事担当）を整備するとともに、組織外の関係機関と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理し、関係者間において情報を共有する。 ○役割分担及び各種相談先については、人事異動等に変更が生じるため、定期的に更新を行う。
②障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○現に勤務する障害者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。 ○所属長との人事評価面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。
③障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつ、可能な範囲内において適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。

	<ul style="list-style-type: none">・自力で通勤できることといった条件を設定する。・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
その他	○各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。